



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 13 日(金)
第 8 5 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県に関するイメージ調査の実施 (864) (企画課) 2
	都市計画の変更 (2 件) (865・866) (景観まちづくり課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (867) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (868) (〃) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (869) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (870) (東部福祉保健事務所) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (871) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (872) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (873) (〃) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (45) 6
	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (46) 6
◇ 公 告	歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) 6
	都市計画の変更案の縦覧 (3 件) (景観まちづくり課) 7
	宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告 (住宅政策課) 9
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (病院局総務課) 11
◇ 雑 報	環境影響評価書の縦覧 (環境立県推進課) 16

告 示

鳥取県告示第864号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県に関するイメージ調査
- 2 調査の目的
県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得る。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県）、九州圏（福岡県）
 - (2) 属性的範囲
10代から60代以上までの男女
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 鳥取県来訪の有無
 - イ 家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無
 - ウ 鳥取県の話題に関する事項
 - エ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無
 - オ 鳥取県の観光地等の来訪の有無
 - カ 鳥取県に関する情報の取得源
 - キ 全国都市緑化とっとりフェアの来訪の有無
 - ク その他意識等に関する事項
 - (2) その基準となる期日又は期間
平成25年12月下旬
- 5 報告を求める者
 - (1) 報告者数
5,400人
 - (2) 選定の方法
調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、年代別・性別ごとに、首都圏1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5,400人を回答順に選定。
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査を委託する民間事業者を通じて、そのインターネットモニターに登録している者に対してアンケートを告知し、回答数が各層で上限に達した時点で回答受付を締め切る方法による。
- 7 報告を求める期間
平成25年12月下旬から平成26年1月下旬まで
- 8 調査票情報の保存期間

5 年間

9 結果の公表方法

鳥取県未来づくり推進局企画課ホームページで公表する。

鳥取県告示第865号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画道路1・3・2号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

西伯郡大山町豊成、倉谷、小竹、東坪及び西坪

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、大山町役場（大山支所）建設課（西伯郡大山町末長500）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）

鳥取県告示第866号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

西伯郡大山町八重、樋口、石井垣、赤坂、下甲、住吉、殿河内、下市及び松河原

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、琴浦町役場（分庁舎）建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1）及び大山町役場（大山支所）建設課（西伯郡大山町末長500）

鳥取県告示第867号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人勤誠 会	医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原319 - 1	平成25年12月 2日	平成25年12月 2日	訪問看護、訪問リハビ リテーション、居宅療 養管理指導

鳥取県告示第868号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人勤誠 会	医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原319 - 1	平成25年12月 2日	平成25年12月 2日	介護予防訪問看護、介 護予防訪問リハビリテ ーション、介護予防居 宅療養管理指導

鳥取県告示第869号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日
ティーアンドディー 有限会社	ケアプラン孫の手	米子市石井693-2	平成25年12月4日	平成25年12月31日

鳥取県告示第870号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社おしどり	おしどりデイサービスセンター	鳥取市鹿野町今市1040-1	平成25年12月3日	通所介護

鳥取県告示第871号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社おしどり	おしどりデイサービスセンター	鳥取市鹿野町今市1040-1	平成25年12月3日	介護予防通所介護

鳥取県告示第872号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取医療生活協同組合	鳥取生協病院訪問リハビリテーション	鳥取市末広温泉町458	平成25年12月2日	平成25年12月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第873号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取医療生活協同組合	鳥取生協病院訪問リハビリテーション	鳥取市末広温泉町458	平成25年12月2日	平成25年12月1日	介護予防訪問リハビリテーション

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

平成25年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年12月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年12月20日（金） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 平成24年分政治団体収支報告書の概要について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

平成25年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、631であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成25年12月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日
 - 実地試験 平成26年3月2日（日） 午前9時から午後4時30分まで
 - 学説試験 平成26年3月3日（月） 午前9時から午後3時まで
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館
- 3 試験科目
 - 実地試験 歯科技工実技
 - 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を

含む。)

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成26年1月6日（月）から同月16日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年1月16日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成26年3月11日（火）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成26年3月17日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの（顔写真が貼り付けられているものに限る。）

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7173）に照会すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2

項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線
岩美都市計画道路3・5・8号河崎本庄線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線
変更する部分
岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本
 - (2) 岩美都市計画道路3・5・8号河崎本庄線
変更する部分
岩美郡岩美町大字新井及び大字本庄
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町役場産業建設課（岩美郡岩美町浦富675-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成25年12月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
福部都市計画道路1・4・1号岩美福部線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鳥取市福部町湯山
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）及び鳥取市福部町総合支所産業建設課（鳥取市福部町細川668）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成25年12月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2

項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画道路 3・3・4 号西福原河崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
米子市両三柳
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び米子市建設部都市計画課（米子市加茂町一丁目1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成25年12月13日から同年12月27日まで

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
カナメ不動産 藤原 淳男
- 2 宅地建物取引業者の事務所の所在地
米子市内町68-2
- 3 免許証番号
鳥取県知事(1)第1317号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年12月13日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年1月7日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	1人
平成26年1月9日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年1月14日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年1月16日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年1月21日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年1月21日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年1月23日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	1人
平成26年1月28日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年1月30日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

生理検査システム 一式

- (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

- (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

- (5) 入札書の記載方法

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額の105分の5を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成25年12月26日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

- (4) 平成25年12月13日（金）から平成26年1月23日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措

置を受けていない者であること。

(5) 平成25年12月13日(金)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271 (内線2212)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年12月13日(金)から同月27日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年12月13日(金)から同月27日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年1月23日(木)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年1月14日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日まで
に納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第
12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることがで
きる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい
て、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規
定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務
規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則
（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって
有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Physiological data manegment System,
1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 14,
January, 2014

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 23, January, 2014

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 23, January, 2014

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori
Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2212

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1
項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定
に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月13日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

超音波・内視鏡システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額の105分の5を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成25年12月26日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(4) 平成25年12月13日(金)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成25年12月13日(金)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2212)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年12月13日（金）から同月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年1月23日（木）午前11時10分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年1月14日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ultrasonic and Endoscopic information
1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 14,
January, 2014

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 10 AM 23, January, 2014

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM 23, January, 2014

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori
Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2212

雑 報

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第25条の規定に基づき次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成25年12月13日

鳥取県東部広域行政管理組合管理者 鳥取市長 竹 内 功

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合

(2) 代表者の氏名 管理者 鳥取市長 竹内 功

(3) 主たる事務所の所在地 鳥取市鍛冶町18-2

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）

(2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置及び供用に係る事業

(3) 規模 処理能力 約270トン/日 (現時点で想定される規模)

3 対象事業実施区域

鳥取市河原町山手及び郷原

4 関係地域

鳥取市河原町

5 評価書の縦覧の場所等

(1) 縦覧の場所

鳥取市鍛冶町18- 2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部環境立県推進課

鳥取市尚徳町116

鳥取市環境下水道部生活環境課

鳥取市国府町町屋305- 1

鳥取市国府町総合支所市民福祉課

鳥取市福部町細川668

鳥取市福部町総合支所市民福祉課

鳥取市河原町渡一木277

鳥取市河原町総合支所市民福祉課

鳥取市用瀬町用瀬832

鳥取市用瀬町総合支所市民福祉課

鳥取市佐治町加瀬木2519- 3

鳥取市佐治町総合支所市民福祉課

鳥取市気高町浜村282- 1

鳥取市気高町総合支所市民福祉課

鳥取市鹿野町鹿野1517

鳥取市鹿野町総合支所市民福祉課

鳥取市青谷町青谷667

鳥取市青谷町総合支所市民福祉課

(2) 縦覧期間及び縦覧時間

平成25年12月13日(金)から平成26年1月14日(火)までの日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成25年12月30日及び31日並びに平成26年1月2日及び3日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(3) その他

縦覧期間中は、次のホームページでも閲覧することができる。

鳥取県東部広域行政管理組合ホームページ「麒麟の王国」<http://www.east.tottori.tottori.jp/>